

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 指定障害福祉サービス事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 3
- 指定計画相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 5
- 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 6
- 指定計画相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 7
- 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 8

北九州市告示第177号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第51条の20第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定特定相談支援事業者（計画相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ここねの相談支援 北九州市八幡西区 野面二丁目7番1 2号グローコート 102号室	合同会社心音 北九州市八幡西区野面一 丁目17番19号 代表社員 大中智明	特定無し	4036700237

(2) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援事業所夢 工房 北九州市小倉南区 重住二丁目6番6 2号	合同会社夢工房 北九州市小倉南区重住二 丁目4番21号 代表社員 阿部 豊	特定無し	4077703785

2 指定年月日

平成30年4月1日

北九州市告示第178号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
生活介護支援センター ひとつき 北九州市小倉南区舞ヶ丘二丁目1番46号	社会福祉法人天満会 北九州市小倉南区舞ヶ丘二丁目1番46号 理事長 吉田全満	知的障害者	4017701691

(2) 指定障害福祉サービス事業者（短期入所）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
短期入所 どりーむ 北九州市小倉南区舞ヶ丘二丁目1番43号	社会福祉法人天満会 北九州市小倉南区舞ヶ丘二丁目1番46号 理事長 吉田全満	知的障害者、障害児	4017701709

(3) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
就労支援センター どりーむ 北九州市小倉南区舞ヶ丘二丁目1番	社会福祉法人天満会 北九州市小倉南区舞ヶ丘二丁目1番46号 理事長 吉田全満	特定無し	4017701691

46号			
-----	--	--	--

2 指定年月日

平成30年10月1日

北九州市告示第179号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第51条の25第4項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定により、指定計画相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止の届出があったので、法第51条の30第2項第2号及び児童福祉法第24条の37第2号の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定特定相談支援事業者（計画相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター ほっとハート 北九州市小倉南区 下城野三丁目8番 24号	有限会社ほっと・ハート 北九州市小倉南区下城野 三丁目8番24号 代表取締役 前田公江	特定無し	4037700236

(2) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター ほっとハート 北九州市小倉南区 下城野三丁目8番 24号	有限会社ほっと・ハート 北九州市小倉南区下城野 三丁目8番24号 代表取締役 前田公江	特定無し	4077703298

2 事業廃止年月日

平成30年6月30日

北九州市告示第180号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害福祉サービス事業者（自立訓練（生活訓練））

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
多機能型事業所 スマイル門司 北九州市門司区下 二十町1番12号	特定非営利活動法人北九州精神障害者福祉会 北九州市門司区下二十町 1番12号 理事長 江上義盛	精神障害者	4017600463

2 事業廃止年月日

平成30年8月31日

北九州市告示第181号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第51条の25第4項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定により、指定計画相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止の届出があったので、法第51条の30第2項第2号及び児童福祉法第24条の37第2号の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定特定相談支援事業者（計画相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター どりーむ 北九州市小倉南区 舞ヶ丘二丁目1番 46号	社会福祉法人時優会 北九州市小倉南区舞ヶ丘 二丁目1番46号 理事長 植村時子	特定無し	4037700103

(2) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター どりーむ 北九州市小倉南区 舞ヶ丘二丁目1番 46号	社会福祉法人時優会 北九州市小倉南区舞ヶ丘 二丁目1番46号 理事長 植村時子	特定無し	4077702993

2 事業廃止年月日

平成30年9月30日

北九州市告示第182号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
未来サポートステーション 陣山 北九州市八幡西区 陣山二丁目1番1 0号	株式会社ぱいおにあ 北九州市小倉南区朽網西 六丁目8番2-701号 代表取締役 植田正明	特定無し	4016700850

2 事業廃止年月日

平成31年3月31日